

## 京都大学施設・環境部環境安全課安全衛生管理室要項

(平成17年3月31日総長裁定制定)

- 第1 環境安全保健機構における環境、安全及び保健に係る業務を円滑に実施するため、施設・環境部環境安全課に安全衛生管理室(以下「管理室」という。)を置く。
- 第2 管理室においては、京都大学環境安全保健機構規程(平成17年達示第6号)第2条第2項に定める業務を行う。
- 第3 管理室に室長、室長補佐及び室員を置く。
- 2 室長は、施設・環境部環境安全課長をもって充てる。
  - 3 室長は、上司の命を受け、管理室の室務を総括する。
  - 4 室長補佐は、施設・環境部施設企画課課長補佐(施設企画主査)及び環境安全課課長補佐をもって充てる。
  - 5 室長補佐は、室長の職務を助け、管理室の室務を整理する。
  - 6 室員は、施設・環境部環境安全課安全企画掛及び安全技術掛の職員をもって充てる。
  - 7 室員は、室長の命を受け、管理室の室務に従事する。
- 第4 この要項に定めるもののほか、管理室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

### 附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。